

第6章 犬山市認知症施策推進計画（案）

1 計画の策定にあたって

（1）計画の背景と目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「基本法」という。）が令和6年1月に施行されました。都道府県及び市町村は、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するよう努めることが規定されました。

本市においては、認知症高齢者は今後増加が見込まれており、これまでに認知症の人に関する理解の推進や認知症サポーターの養成、医療や保健、福祉で連携した早期発見・早期対応する体制を整備する等、認知症の人の暮らしや困りごとに対応するための取り組みを進めてきました。

今後も認知症の人の増加が見込まれ、認知症になっても、本市でその人らしく安心して暮らし続けられるような取組の充実が必要です。

本市における認知症施策を計画的に、着実に推進するため、本章を基本法第13条の規定に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と一体的に策定しました。

（2）計画の期間

本計画は、第11次犬山市高齢者福祉計画・第10次犬山市介護保険事業計画にあわせて、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。

2 計画の策定と位置付け及び計画の策定体制

第11次犬山市高齢者福祉計画・第10次犬山市介護保険事業計画の第1章「2 計画の性格と位置づけ」「3 計画の策定体制」と同一です。

3 計画の基本的な考え方

本市では、基本法を踏まえ、共生社会の実現をめざし、「認知症の人に対する住民理解の促進」と「認知症の予防」と「相談体制の整備」に重点を置き、以下のような体系で取組を進めていきます。

共生社会の実現	施策目標 1 認知症の理解の 推進と意向の尊重	(1)認知症の人に関する理解の 促進、社会参加の支援	①認知症の人に関する理解の促進 ②社会参加の機会の確保等
		(2)認知症の人が安心して暮ら すための生活の支援	①認知症バリアフリーの推進 ②相談体制等の整備
	施策目標 2 早期発見 ・早期対応	(1)連携体制の充実等	
		(2)認知症の予防等	

計画の推進にあたっては、基本法に基づき、「新しい認知症観」に立ち進めていきます。

『「新しい認知症観」に立つ』とは、

- 「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、診断を受けた後も一人一人にできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという考え方で
- 認知症の人を含めた市民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があります。
- 認知症の人が、認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすることが重要です。

4 基本的施策

施策目標 1 認知症の理解の推進と意向の尊重

(1) 認知症の人に関する理解の促進と社会参加支援

① 認知症の人に関する理解の促進

施策の目標

年齢に関わらず誰もがなりうる認知症は、正しく理解することが必要です。

認知症になっても一人ひとりにできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で、希望を持ってその人らしく暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい理解を深め、地域の中で見守る体制の構築に努めます。

② 認知症の人の社会参加の機会の創出

施策の目標

認知症の人が多様な社会参加をすることで、人や支援とつながり、生きがいや希望をもって暮らすことができるように支援します。

(2) 認知症の人が安心して暮らすための生活の支援

① 認知症バリアフリーの推進

施策の目標

認知症の人の声を聴きながら、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組を推進し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう支援します。

② 相談体制等の充実

施策の目標

認知症の人や家族等が困りごと等を気軽に相談し、必要な社会的支援につなげるように体制整備を推進します。

施策目標 2 早期発見・早期対応

(1) 連携体制の充実等

施策の目標

医療・保健・福祉をはじめとする専門家が連携し、適切なサービスを切れ目なく利用できるような体制の整備を図ります。また、必要な人材の確保と資質の向上を図ります。

(2) 認知症の予防等

施策の目標

健康づくりや介護予防の推進は、認知症の予防や進行の抑制にもつながる取組で、推進が必要です。

認知症の早期発見・早期対応につながるよう、関係機関と連携、情報共有して取り組んでいきます。